

取扱注意

林業測量・設計・調査

積算基準

(令和7年10月20日以降適用)

令和8年4月20日 一部改定

新潟県農林水産部

第5節 旅費・交通費の積算

5-1 通勤及び宿泊の区分

(1) 通勤により当該業務を実施する場合

現地が最寄りの本支店等に近く通勤によることが可能な場合は、連絡車（ライトバン）により通勤して当該業務を行うものとし、交通費を計上する。

ただし、一般交通機関によることが一般的な場合は、それによるものとする。

(注) 一般測量業務（地上測量）は、原則として通勤によるものとする。また、設計業務等に関する現地踏査及び地質調査業務に関する現地調査の旅費は別途考慮する。

(2) 現地に滞在して当該業務を実施する場合

前項以外は現地に滞在して当該業務を行うものとし、宿泊日数は目的地に到着した日から、目的地を出発する日の前日までとする。

5-2 旅費・交通費算定方法

旅費・交通費の算出については「新潟県職員の旅費の支給に関する条例及び規則」に準ずる。

(1) 旅費・交通費対象職種

各業務における技術者に対し計上する。

(2) 出発地

旅費・交通費積算の出発地は、本店・支店・出張所等で技術者の常駐している都市等からとする。

詳細は、設計積算参考資料第2「2-1 旅費・交通費の積算」による。

(3) 交通費の算定

ア 現場交通費

現場交通費は、現地への毎日の通勤及び現地内の移動等に連絡車（ライトバン）を利用するものとし、運転費用は次のとおりとする。

なお、測量作業においては、連絡車（ライトバン）運転経費は、測量標準歩掛の機械経費率等に含まれるため、別途計上しない。（SS282 区域測量（森林整備）を除く。）

① 連絡車はライトバン（1,500 cc 定員5名）とし、運転時間は現地までの距離に応じて必要時間を計上する。

なお、運転労務費は計上しない。

② 速度は30 km/h を標準とする。

イ 直接往復費

直接往復費＝鉄道運賃等×往復(2)×往復人数

(注) 交通運賃等の内税で表示されている単価は、次式により求めた単価とする。

(設計に使用する単価)＝(内税単価)÷(1＋消費税率)

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

(ア) 鉄道料金

鉄道料金は、「時刻表」（日本交通公社等出版）の最新旅客運賃等（特急料金等を含む）により計上する。

(イ) 陸路運賃

車による場合は陸路運賃として定額の1kmあたり運賃によって計上する。

(ウ) 船運賃

離島の場合は船運賃を別途計上する。

(エ) その他

協議打合せの取扱いは次のとおりとする。

連絡車又は一般交通機関を利用しての日帰りを原則とし、往復交通費を回数分計上する。

(4) 宿泊費・宿泊手当の積算

宿泊費は滞在して業務を行う宿泊に要する費用とし、新潟県の「職員の旅費に関する条例」で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

5-3 施工歩掛

(1) 現場交通費 SS100、SS102

ア 適用条件

- ① 業務費区分 (X1000 : 一般測量業務費 ~ X4000 : 設計業務費、X7000 : 計画作成等業務費) ごとに適用する。
- ② SS100 は、システムで外業技術者数 (総人員数) から通勤回数を自動算出する場合に適用する。
- ③ SS102 は、通勤回数を直接入力する場合に適用する。

イ 積算内訳

業務別に算出	区 分		計 算 方 法
	通勤利用	出発地～現地 (l_1) km	通勤利用 (連絡車費) (円) = 通勤に係る連絡車運転時間 (h) × 通勤往復回数 (回) × 連絡車 1 時間当たり運転経費 (円) ここで、 通勤に係る連絡車運転時間 (h) = 片道通勤距離 l_1 (km) ÷ 30 (km/h) × 2 通勤往復回数 (回) = Σ (技術者外業延人数) ÷ 5 人乗 / 回 (小数第一位を切り上げ整数止めとする)
現地内利用	現地内平均移動距離 (l_2) km	現地内利用 (連絡車費) (円) = 現地内移動に係る連絡車運転時間 (h) × 現地内移動回数 (回) × 連絡車 1 時間当たり運転経費 (円) ここで、 現地内移動に係る連絡車運転時間 (h) = 現地内平均移動距離 l_2 (km) ÷ 30 (km/h)	

- 備考 1. 技術者外業延人数は、端数を切上げ、整数止めとする。
 2. 通勤、現地内移動に係る連絡車運転時間は、小数第三位を四捨五入し、第二位止めとする。

(1式当たり)

名称・規格	数量	単位	単価コード	摘 要
ライトバン運転費		h		通勤
〃		〃		現地内移動
計				

(2) 直接往復費

ア 乗込・引揚往復費 **SS155、SS157**

① 適用条件

- a. 業務費区分 (X1000 ~ X4000、X7000) ごとに適用する。
- b. **SS155** システムで外業技術者編成人員数を自動算出する場合に適用する。
- c. **SS157** 外業技術者編成人員数を直接入力する場合に適用する。
- d. 外業技術者人数は、小数第一位を切上げ、整数止めとする。
- e. 協議打合せには適用できない。

② 積算内訳

乗込・引揚往復費 = 1人当たり片道鉄道運賃等 (特急料金等を含む) × 2 (往復分) × 必要回数

(1式当たり)

名称・規格		数量	単位	単価コード	摘要
技術者別	乗込・引揚往復費		回		
計					

イ 協議打合せ往復費 **SS109**

① 適用条件

- a. 業務費区分 (X1000 ~ X4000、X7000) ごとに適用する。
- b. 測量、設計業務では計上しない。

② 積算内訳

業務別に算出	出発地～地域機関	協議打合せ往復費 = 1人当たり片道鉄道運賃等 (特急料金等を含む) × 2 (往復分) × 必要回数 × 技術者数 + 連絡車費等
--------	----------	--

備考 連絡車費の算出は次式による。

連絡車費 (円) = 連絡車運転時間 (h) × 必要回数 × ライトバン運転経費 (円)
 ここで、連絡車運転時間 (h) = 片道走行距離 l (km) ÷ 30 (km/h) × 2 (往復分)
 ただし、連絡車運転時間 (h) は小数第三位四捨五入第二位止めとする。

(1式当たり)

名称・規格	数量	単位	単価コード	摘要
鉄道料金等		回		
連絡車費		h		
計				

令和8年4月20日改訂

(3) 宿泊費

ア 適用条件

- ① 業務費区分（X1000 ～ X4000、X7000）ごとに適用する。
- ② 「新潟県職員の旅費の支給に関する条例及び規則」による。

(4) ライトバン運転 SS190

ア 適用条件

- ① 現場交通費等（SS100、SS102、SS109）の子施工である。
- ② 運転労務費は含まない。

（1時間当たり）

名称・規格	数量	単位	単価コード	摘要
機械損料 1,500 cc、5人乗り	1	h		
ガソリン	2.7	ℓ		
計				

令和8年4月20日改訂

第2 共通資料

2-1 旅費・交通費の積算

1 旅費・交通費の運用

編	節	項目	基準の内容及び運用方法
第I編 総則	第5節 旅費・交通費の積算	5-2 旅費・交通費算定方法	(基準) (2) 出発地 (運用) ア 地上測量・設計・計画作成等作業に必要な出発地は、各地域機関（各地域振興局農林（水産）振興部、津川地区振興事務所及び上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所）とする。 イ 調査作業に必要な出発地は、指名業者のうち現地に最も近い本支店等が所在する市町村の市役所等（市役所・町村役場）本庁舎とする。 なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指す。 ウ 特殊な業務の場合は、別途考慮する。

令和8年4月20日改定